

千葉県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

○千葉県行政手続条例施行規則（平成八年千葉県規則第六号）

改正後	改正前
<p>（不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分）</p> <p>第一条 千葉県行政手続条例（平成七年千葉県条例第四十八号）第十三条第二項第五号の規則で定める処分は、次の各号に掲げる処分とする。</p> <p>一 条例等（千葉県行政手続条例第二条第一号に規定する条例等をいう。以下同じ。）の規定により行政庁が交付する書類であつて交付を受けた者の資格又は地位を証明するもの（以下この号において「証明書類」という。）について、条例等の規定に従い、既に交付した証明書類の記載事項の訂正（追加を含む。以下この号において同じ。）をするためにその提出を命ずる処分及び訂正に代えて新たな証明書類の交付をする場合に既に交付した証明書類の返納を命ずる処分</p> <p>二 届出をする場合に提出することが義務付けられている書類について、条例等の規定に従い、当該書類が条例等に定められた要件に適合することとなるようにその訂正を命ずる処分</p> <p>（聴聞等の通知に係る公示の方法）</p> <p>第二条 千葉県行政手続条例第十五条第四項（同条例第二十二条第三項（同条例第二十五条後段において準用する場合を含む。）及び第二十九条において読み替えて準用する場合を含む。）の規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（同条例第十五条第四項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</p>	<p>（不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分）</p> <p>第一条 千葉県行政手続条例（平成七年千葉県条例第四十八号）第十三条第二項第五号の規則で定める処分は、次の各号に掲げる処分とする。</p> <p>一 条例等（千葉県行政手続条例第二条第一号に規定する条例等をいう。以下同じ。）の規定により行政庁が交付する書類であつて交付を受けた者の資格又は地位を証明するもの（以下この号において「証明書類」という。）について、条例等の規定に従い、既に交付した証明書類の記載事項の訂正（追加を含む。以下この号において同じ。）をするためにその提出を命ずる処分及び訂正に代えて新たな証明書類の交付をする場合に既に交付した証明書類の返納を命ずる処分</p> <p>二 届出をする場合に提出することが義務付けられている書類について、条例等の規定に従い、当該書類が条例等に定められた要件に適合することとなるようにその訂正を命ずる処分</p> <p>（新設）</p>

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

（職員以外に聴聞を主宰することができる者）

第三条 千葉県行政手続条例第十九条第一項の規則で定める者は、条例等に基づき審議会その他の合議制の機関の答申を受けて行うこととされている処分における当該合議制の機関の構成員とする。

（意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更）

第四条 千葉県行政手続条例第三十八条第四項第八号の規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

一 他の法令又は条例等の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理

二 前号に掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更

（職員以外に聴聞を主宰することができる者）

第三条 千葉県行政手続条例第十九条第一項の規則で定める者は、条例等に基づき審議会その他の合議制の機関の答申を受けて行うこととされている処分における当該合議制の機関の構成員とする。

（意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更）

第三条 千葉県行政手続条例第三十八条第四項第八号の規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

一 他の法令又は条例等の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理

二 前号に掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更